

日本学生支援機構 貸与奨学金緊急・応急採用及び 給付奨学金家計急変採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で家計が急変し、日本学生支援機構の奨学金を希望する学部 1・2 年生は、学生支援課経済支援係まで申し出てください。

(学部 3 年生以上・大学院学生は、所属学部・研究科の奨学金担当係へ申し出てください。)

記

1. 対象者

下記災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害内容，災害救助法適用地域及び適用日

災害	災害救助法適用地域	適用日
令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害	【山形県】 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜群高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町	令和 2 年 7 月 4～28 日

【長野県】

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町

【岐阜県】

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

【島根県】 江津市

【福岡県】

大牟田市、八女市、みやま市、久留米市

【佐賀県】 鹿島市

【熊本県】

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町

【大分県】

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

【鹿児島県】

阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町

<p>令和2年台風第14号に伴う災害</p>	<p>【東京都】 島しょ三宅村、島しょ御蔵島村</p>	<p>令和2年 10月10日</p>
<p>令和2年12月16日からの大雪による災害</p>	<p>【新潟県】 南魚沼市、南魚沼郡湯沢町</p>	<p>令和2年 12月17日</p>
<p>令和3年1月7日からの大雪による災害</p>	<p>【秋田県】 横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村 【新潟県】 長岡市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、柏崎市 【福井県】 福井市、あわら市、坂井市、大野市、勝山市 【富山県】 砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市</p>	<p>令和3年 1月 7～10日</p>
<p>令和3年福島県沖を震源とする地震による災害</p>	<p>【福島県】 福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町</p>	<p>令和3年 2月13日</p>
<p>令和3年栃木県足利市における大規模火災による災害</p>	<p>【栃木県】 足利市</p>	<p>令和3年 2月23日</p>
<p>令和3年新潟県糸魚川市における地滑りにかかる被害地域</p>	<p>【新潟県】 糸魚川市</p>	<p>令和3年 3月4日</p>

島根県松江市における大規模火災にかかる被害地域	【島根県】松江市	令和 3 年 4 月 1 日
令和 3 年 7 月 1 日からの大雨による災害にかかる被害地域	【静岡県】熱海市 【鳥取県】鳥取市 【島根県】松江市、出雲市 安来市、雲南市 【鹿児島県】出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡さつま町、始良郡湧水町	令和 3 年 7 月 3 日 ～

適用地域は今後増える可能性があります。随時ホームページでご確認ください。
 日本学生支援機構ホーム > 奨学金 > 申込方法 > 緊急採用・応急採用 > 災害救助法適用地域 > 1年以内の災害救助法適用地域
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html

また災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

各奨学金の制度については下記リンク先を参照ください。

①緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）

②応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

③家計急変採用（給付奨学金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

④JASSO 支援金（一時金）

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

4. 提出書類

罹災証明書、及び各種奨学金案内にて指定されたもの

5. 書類請求・申請期限

家計急変事由発生月を起点とする各種期限は以下の通りです。

区分	書類請求期限	申請期限
家計急変採用	事由発生から 1 か月以内	事由発生から 3 か月以内
緊急・応急採用	事由発生から 8 か月以内	事由発生から 1 年以内
JASSO 支援金	事由発生から 4 か月以内	事由発生から 6 か月以内

6. 書類請求・お問い合わせ

学生支援課経済支援係

電話：022-795-7816

メールアドレス：shogaku*grp.tohoku.ac.jp（*を@に置き換えてください。）

学部3年生以上は所属学部・研究科の奨学金担当係までお問い合わせください